

教育委員会定例会協議報告事項

令和7年7月22日

【報告事項】

- 令和6年度長岡市の児童生徒の問題行動等について (学校教育課 資料当日配布)
- 長岡市私立高等学校学費助成要綱の一部改正について (学務課 資料P 1～4)
- 長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部改正について
(子ども政策課 資料P 5～9)
- 長岡市子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成要綱の廃止について
(こども家庭センター 資料P 10～11)
- 長岡市予防接種事故災害補償規程の一部改正について
(こども家庭センター 資料P 12～13)
- 第5回長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会報告について
(科学博物館 資料P 14)

長岡市私立高等学校学費助成要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

基準日と、助成金の支給時期を変更するため、要綱を一部改正するもの

2 改正内容

- (1) 基準日を申請する年度の7月1日とする。
- (2) 編入等により7月1日以降により私立学校に編入等をしたときにおける申請時期は、当該年度末とする。
- (3) 支給時期を、(1)における申請のときは10月、(2)における申請のときは随時とする。

3 施行期日

令和7年7月1日

長岡市私立高等学校学費助成要綱の一部を改正する要綱

長岡市私立高等学校学費助成要綱（昭和54年長岡市告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(助成金の支給対象)</p> <p>第2条 <u>本要綱による長岡市私立高等学校学費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者は、助成金を申請する年度の7月1日から当該年度の末日までの間に新潟県内にある私立高等学校に在学している生徒を有し、かつ、長岡市民である保護者等であって、次の表の助成区分ごとに定める要件に該当するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請の時期は、<u>7月末日までとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定に係わらず、編入等により前項の規定する日以後に新潟県内にある私立学校に編入等をしたときにおける申請時期は、当該年度の末日までとする。</u></p>	<p>(助成金の支給対象)</p> <p>第2条 <u>助成金の支給の対象となる者は、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____新潟県内にある私立高等学校に在学している生徒を有し、かつ、長岡市民である保護者等であって、次の表の助成区分ごとに定める要件に<u>該当する者</u></p> <p>_____とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請の時期は、<u>毎年7月とする。ただし、その後に私立高等学校への転入等の事由により、新たに助成金の支給を受けようとする者</u>にあっては、<u>翌年の1月とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による申請は、その生徒が在学する私立高等学校を経由して行うものとする。この場合において、私立高等学校は、私立高等学校学費助成金の支給の申請について（副申）（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。</u></p>

4 助成金の申請は、同一年度においては、
1回とする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を支給するかどうかを決定したときは、私立高等学校学費助成金支給決定通知書(別記第2号様式)又は私立高等学校学費助成金不支給決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(助成金の支給の時期等)

第6条 助成金の支給の時期は、次に定める時期とする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を支給するかどうかを決定したときは、私立高等学校学費助成金支給決定通知書(別記第3号様式) _____
_____により通知するものとする。

(異動の届出)

第6条 私立高等学校は、既に支給の決定を受けた者に第2条に規定する要件について異動があったときは、翌年の1月に私立高等学校学費助成異動届出書(別記第4号様式)によりその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による異動届出書の提出があった場合は、その内容を確認し、第2条に規定する要件を欠くに至った者があるときは、学校長に対しては私立高等学校学費助成金不支給確認通知書(別記第5号様式)により、保護者等に対しては学校長を経由して私立高等学校学費助成金不支給決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(基準日)

第7条 第4条第1項の規定による申請又は第6条第1項の規定による異動の届出は、7月に係るものは7月1日、翌年の1月に係るものは翌年の1月1日をそれぞれ基準日として行う。

(助成金の支給の時期等)

第8条 助成金の支給の時期は、毎年10月及び翌年の2月とし、第3条各号に定める年額を2分の1ずつに分割して支給す

長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

令和7年4月3日付けで国の子ども・子育て支援交金交付要綱が一部改正されたことに伴い、「長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱」の一部を改正するもの

2 改正内容

補助基準額の改正

3 施行期日

この要綱は、令和7年7月8日から施行し、改正後の補助基準額は、令和7年4月1日以後に行われる補助対象事業について適用する。

長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱（平成27年長岡市告示第379号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
補助対象事業の種類	補助対象経費	補助基準額	補助対象事業の種類	補助対象経費	補助基準額
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費。ただし、食糧費を除く。	次の各号に掲げる放課後児童健全育成事業所の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 年間開所日数が250日以上の放課後健全育成事業所 アからウまでの金額を合算した額 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) 次の(ア)から(オ)までの支援の単位の区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに定めるところにより算出した額 (ア) 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 <u>2,794,000円</u> －(19人－支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ) 構成する児童の	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費。ただし、食糧費を除く。	次の各号に掲げる放課後児童健全育成事業所の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 年間開所日数が250日以上の放課後健全育成事業所 アからウまでの金額を合算した額 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) 次の(ア)から(オ)までに定めるところにより算出した額 (ア) 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 <u>2,629,000円</u> －(19人－支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ) 構成する児童の

		<p>(イ) 長期休暇等分 長期休暇等における 開所時間のうち、1日 8時間を超えて開所 した時間の年間平均 時間数×<u>202,000円</u></p> <p>(2) 年間開所日数が200日 以上249日以下の放課後健 全育成事業所 ア及びイ の金額を合算した額 ア 基本額(1支援の単位 当たり年額) 次の(ア) 及び(イ)の支援の単位 の区分に応じ、当該(ア) 及び(イ)に定める額 (ア) 構成する児童の 数が20人以上の支援 の単位 <u>3,356,000円</u> (イ) 構成する児童の 数が1人以上19人以 下の支援の単位 <u>1,8 81,000円</u> イ 長時間開所加算額(1 支援の単位当たり年額) 平日の開所時間のう ち、<u>午後6時30分</u>を超 えて開所した時間の年 間平均時間数×<u>449,000 円</u></p>			<p>(イ) 長期休暇等分 長期休暇等における 開所時間のうち、1日 8時間を超えて開所 した時間の年間平均 時間数×<u>190,000円</u></p> <p>(2) 年間開所日数が200日 以上249日以下の放課後健 全育成事業所 ア及びイ の金額を合算した額 ア 基本額(1支援の単位 当たり年額) 次の(ア) 及び(イ)の支援の単位 の区分に応じ、当該(ア) 及び(イ)に定める額 (ア) 構成する児童の 数が20人以上の支援 の単位 <u>3,185,000円</u> (イ) 構成する児童の 数が1人以上19人以 下の支援の単位 <u>1,7 66,000円</u> イ 長時間開所加算額(1 支援の単位当たり年額) 平日の開所時間のう ち、<u>1日6時間を超え、 かつ、午後6時</u>を超 えて開所した時間の年 間平均時間数×<u>421,000 円</u></p>
障害児 受入推 進事業	障害児 受入推 進事業 の実施 に必要 な経費	2,232,000円(1支援の単位 当たり年額)	障害児 受入推 進事業	障害児 受入推 進事業 の実施 に必要 な経費	2,059,000円(1支援の単位 当たり年額)
(略)			(略)		

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

長岡市子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成要綱の廃止について

本要綱の廃止は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 廃止理由

子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種を受ける機会を逃し、自費で任意接種を受けた者に対する接種費用の助成が、令和7年3月31日で終了したため、要綱を廃止するもの

2 施行期日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

長岡市子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成要綱を廃止する要綱

長岡市子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成要綱（令和4年長岡市告示第433号）は、
廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

長岡市予防接種事故災害補償規程の一部改正について

本規程の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

令和7年4月1日の「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の一部改正に伴い、「長岡市予防接種事故災害補償規程」の一部を改正するもの

2 改正内容

(補償基準及び補償金額)について、それらに関連する項目の修正

3 施行期日

この規程は、令和7年7月7日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に発見された事故に係る補償から適用する。

長岡市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する規程

長岡市予防接種事故災害補償規程（昭和53年長岡市告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（補償基準及び補償金額）	（補償基準及び補償金額）
第5条 長岡市は、次の各号に掲げる基準及び金額に基づいて補償を行うものとする。	第5条 長岡市は、次の各号に掲げる基準及び金額に基づいて補償を行うものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 補償金額	(2) 補償金額
ア 死亡補償金 <u>4,800万円</u>	ア 死亡補償金 <u>4,670万円</u>
イ 障害補償金 国民年金法施行令別表に定める障害の程度1級の場合 <u>4,800万円</u>	イ 障害補償金 国民年金法施行令別表に定める障害の程度1級の場合 <u>4,670万円</u>
国民年金法施行令別表に定める障害の程度2級の場合 <u>3,196万円</u>	国民年金法施行令別表に定める障害の程度2級の場合 <u>3,109万6,000円</u>
厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の程度3級の場合 <u>2,439万9,000円</u>	厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の程度3級の場合 <u>2,373万9,000円</u>
2 (略)	2 (略)

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に発見された事故に係る補償から適用する。

第5回長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和7年7月1日(火曜日) 午後2時から午後4時まで
- (2) 会場 さいわいプラザ4階 教育委員会会議室

2 出席者

- ・ 長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会委員 13名(定員15名うち2名欠席)
- ・ 金垣教育部参事兼科学博物館長 五井館長補佐 鳥居文化財係長 他事務局1名
- ・ (株)グリーンシグマ2名(長岡市文化財保存活用地域計画作成支援業務受託者)

3 会議内容(議題)

- (1) 市民ワークショップ・団体ヒアリングについて(報告)
- (2) 第3章 長岡市の歴史文化の特性(修正案)について
- (3) 第6・7章 文化財保存活用の課題・方針・措置の表(修正案)について
- (4) 第8章 関連文化財群・文化財保存活用区域(案)について
- (5) 第9章 文化財の保存・活用の推進体制(案)について

4 主な意見・質問

意見・質問	回答・対応案
<p>議題(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもたちが歴史文化の魅力を体験する機会が少ない」という課題について、「市民」の課題に集約されたが、歴史文化を継承していく上で大切な「子どもたち」という文言を加えたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもたち」の文言を加えたものに修正する。
<p>議題(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章と第8章に内容が重なる部分が見られるが、どういう関係にあるのか。また、歴史文化の特性の内容に対して、関連文化財群の内容が限定的であるので、取り扱う文化財を充実させたほうが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章は長岡市の歴史文化の特徴を全体的に述べたものになっている。第8章はその特徴に基づいた文化財を群として一体的な保存活用を目指すためのストーリーを述べたものになる。 ・いただいたご意見を参考に、第8章の内容を充実させるよう検討する。